

(2) 申請書類

○申請書類は次の場所で受け取ってください。

- ・町産業経済課窓口（2階12番窓口）

| 申請書及び添付書類 | |
|--|-----------|
| 事業者向けみよたん給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号） | 全ての申請者 |
| 令和3年7月期から9月期の売上等がわかる書類 | 全ての申請者 |
| 令和元年分または令和2年分の年間事業収入額が100万円以上であることがわかる書類 | 全ての申請者（※） |
| 店舗名等が入った事業所の外景および内景の写真ならびに町内での事業活動がわかる書類（そのほか町から提出を求められた書類等） | 全ての申請者 |
| 振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し | 全ての申請者 |
| 直近の法人町民税の確定申告書（一式）の写し | 法人事業者の場合 |
| 令和2年分確定申告書（一式）の写しまたは住民税申告書の写しおよび収支内訳書の写し | 個人事業者の場合 |
| 本人確認資料（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等） | 個人事業者の場合 |
| 健康保険被保険者証の写し | 個人事業者の場合 |

※令和2年1月1日以降に開業した事業者は、添付の必要はありません。

「 農業者向けみよたん給付金 」

申請・問い合わせ先 産業経済課農政係 (32)3113

(1) 対象となる事業者

令和3年8月9日時点で、町内に居住、または事業所があり、次の要件を全て満たす農業者（個人農業者、農業法人）が対象です。ただし、令和3年1月1日以降に就農した農業者はこの限りではありません。

| 対象となる要件 |
|--|
| ① 令和2年分の農業所得を申告している方。 |
| ② 令和2年分の農業収入が100万円以上の方。ただし、給与収入が農業収入を上回る方、および事業者向けみよたん給付金の該当となる方は除きます。 |

(2) 申請書類

○申請書類は次の場所で受け取ってください。

- ・町産業経済課窓口（2階12番窓口）
- ・佐久浅間農業協同組合御代田支所
- ・佐久浅間農業協同組合あさま東部営農センター小沼事務所、伍賀事務所
- ・有限会社トップリバー、株式会社ベジーツ

| 申請書及び添付書類 | |
|---------------------------------------|---|
| 農業者向けみよたん給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号） | 全ての申請者 |
| 直近の法人町民税の確定申告書の写し | 法人農業者の場合 |
| 令和2年分の確定申告書の写しまたは住民税申告書の写しおよび収支内訳書の写し | 個人農業者の場合 |
| 営農計画書・出荷伝票および耕作面積のわかる書類 | 令和3年1月1日以降に開業した法人農業者および個人農業者 |
| 振込先口座と口座名義人がわかる通帳の見開きページの写し | 令和2年度に農業者向けみよたん給付金を申請した方で、振込先の変更のない方は不要 |

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症等対策

「事業者向けみよたん給付金」 「農業者向けみよたん給付金」 事業にお申し込みを



御代田町観光キャラクター
みよたん®

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内事業者の経営を支援することを目的として、定額の給付金を支給します。

「 共通事項 」

- 支給額 **1事業者（農業者）当たり 10万円**
原則、申請者（事業所）の指定口座へ振り込みます。
- 申請方法 申請書様式および添付書類を郵送または持参により、申請期限までに町産業経済課商工観光係または農政係へ提出してください。
- 申請期間 **10月1日（金）～12月24日（金）（当日消印有効）**

「 事業者向けみよたん給付金 」

申請・問い合わせ先 産業経済課商工観光係 (32)3113

(1) 対象となる事業者

令和3年8月9日（御代田町に県の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出された日）時点で、町内に事業所を有し、日本標準産業分類（以下「産業分類」）の大分類に記載する次の業種に該当する事業者で原則として令和元年分または令和2年分の年間事業収入額が100万円以上である者。

| 該当する事業者 | | |
|-----------|-----------------------|--|
| ① 林業 | ⑦ 卸売業、小売業 | ⑬ 教育、学習支援業 |
| ② 漁業 | ⑧ 金融業、保険業 | ⑭ 医療、福祉 |
| ③ 建設業 | ⑨ 不動産業、物品賃貸業 | ⑮ サービス業（他に分類されないもの） （産業分類の中分類に記載する政治・経済・文化団体、宗教、外国公務を除く。） （※2） |
| ④ 製造業 | ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業（※1） | |
| ⑤ 情報通信業 | ⑪ 宿泊業、飲食サービス業 | |
| ⑥ 運輸業、郵便業 | ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業 | |

※1の例：司法書士事務所、公認会計士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医療業、測量業、写真業など

※2の例：廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、警備業など